

始動する ASEAN - 中国 FTA(ACFTA)

石川 幸一 *Kouichi Ishikawa*

亜細亜大学アジア研究所 教授
(財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

ASEAN と中国の FTA (ACFTA) が本格的に動き始めた。2005 年7月20日に物品の関税引き下げが開始され、2010年1月1日に FTA が実現する。

ACFTA は、2000 年の首脳会談で両国・地域による研究の実施を決定し、2001年11月の首脳会談で10年以内の FTA 実現に合意、2002年11月には包括的経済協力枠組み協定に調印、2004年からは特定農産品8品目(HS2桁)を対象にアーリーハーベストを実施した。関税引き下げは2003年から交渉を行っており、2004年11月に合意に達し、物品の貿易協定に調印、2005年1月に協定は発効した。

ACFTA は、包括的で質の高い IFTA を目指しており、物品の貿易協定に加え、サービス、投資などの交渉が続いて実施されることになっている。

本稿では、ACFTA の概要を検討するとともにその特徴を明らかにし、ASEAN の産業、日系企業への影響を検討することを目的にしている。産業および日系企業への影響は次号に掲載する。

1. ACFTA の概要と特徴

(1) 制度の概要

ACFTA の物品の貿易に関する協

定(ASEAN と中国の包括的経済協力枠組み協定の物品の貿易に関する協定、以下物品貿易協定)は、2004年11月29日に調印され、2005年1月1日から施行の予定だった。しか

し、国内準備の遅れから、施行は2005年7月1日に延期され、実際は、7月20日ベトナムが加わらない形で協定が施行されることになった。物品貿易協定と同時に紛争解決協定も調印されている。中国とASEAN各国は開発途上国であり、両国・地域間のFTAは、授權条項によりGATT24条より緩やかな条件で作ることができるが、ACFTAは貿易額の90%を自由化するGATT24条に整合的なFTAとされている。

物品貿易協定は、関税引下げ、例外品目、数量制限と非関税障壁の撤廃、セーフガード、原産地規則などを規定している。

関税引き下げは、中国およびASEAN6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)とASEAN新規加盟4カ国(カンボジア、ラオス、ミャン

マー、ベトナム:CLMV)に2分し別のスケジュールで行い、品目はノーマル・トラックとセンシティブ・トラックに分けている。貿易額で90%(2001年時点)を占めるノーマル・トラック品目は2003年7月時点の関税率により5グループ(CL MVは11グループ)に分け、段階的に引下げ、2010年(CL MVは2015年)に関税が撤廃される。

例外品目であるセンシティブ・トラックは、HS6桁で400品目かつ2001年の輸入の10%以下(CL MVは500品目)で2012年(CL MVは2015年)までに20%、2018年(CL MVは2020年)までに0-5%に引き下げればよい。センシティブ・トラックは、センシティブ・リストと高度センシティブ・リストに分けられている。

表1 ACFTAの関税引下げ概要

	ノーマル・トラック	センシティブ・トラック	
		センシティブ品目	高度センシティブ品目
ASEAN6	2010年関税撤廃 (150品目は2012年)	2012年20%に引下げ 2018年0-5%	2015年50%以下に引下げ
CLMV	2015年関税撤廃 (250品目は2018年)	2015年20%に引下げ 2020年0-5%	2018年50%以下に引下げ

(資料) ACFTA 物品貿易協定により作成

高度センシティブ・リストはセンシティブ・トラックの40%あるいは100品目（CLMVは150品目）を上限とし、2015年（CLMVは2018年）までに関税率を50%以下に引き下げればよい。公德の保護や人と動植物の健康の保護、税関行政法令の保護、知的財産権の保護、金銀の輸出入、刑務所労働による製品、有限天然資源の保存、国宝の保護などのための措置は一般例外であり、安全保障のための貿易制限措置が安全保障例外となっている。

ASEANは、中国を完全な市場経済国と認定し、中国のWTO加盟議定書で規定されている対中経過的セーフガードと繊維セーフガードを発動しないこと、ダンピング価格の比較に中国における国内価格との比較に基づかない方法を用いないことが規定された。

原産地規則は、付則3で規定されており、完全生産基準、付加価値基準、実質的変更基準、直接輸送原則などが規定されている。付加価値基準は、累積原産比率40%以上であり、AFTAと同じである。ACFTAコンテンツと計算式は以下のとおりである。

$$\frac{\text{非 ACFTA の部材価格} + \text{原産地不特定の部材価格}}{\text{FOB 価格}} \times 100\% < 60\%$$

非原産の部材の価格は、輸入時のCIF価格あるいは域内の同一工程が行われている地点の確認された価格である。累積原産規則は、他のACFTA参加国の域内で生産された部材は、ACFTAコンテンツが40%以上であれば、輸出国の原産比率に含まれるというものである。

特定品目には実質的変更基準が適用されると規定されている。関税番号変更基準と考えられるが、対象品目は未確認である。

協定の進捗は監視、見直しが行われ、2008年にセンシティブ・トラックの見直しを行うことになっている。

(2) 関税引き下げ方式

ノーマル・トラックは、2005年7月に関税引き下げが開始され、中国とASEAN6は2010年、新規加盟国は2015年に関税が撤廃される。関税引き下げスケジュールは一方的に前倒しすることが出来る。MFN（最恵国待遇）関税率が0%の場合、引き上げは出来ず、MFN関税率を0%に

引き下げた場合、再引き上げは出来ない(スタンスティル)。ノーマル・トラックは、互惠主義により特惠税率が適用される。すなわち、ACFTA の特惠税率が相手国への輸入の際に適用されるには輸出国が対象品目をノーマル・トラックに入れていることが必要である。

中国と ASEAN6 の関税引き下げ

は、2003年7月の関税率により5グループに分け、4段階のスケジュールにより実施される(表2)。また、ノーマル・トラックの40%以上の品目の関税率を2005年7月1日までに0-5%に引き下げ、60%以上の品目の関税率を2007年7月1日までに0-5%に引き下げねばならない。

表2 ASEAN6 と中国の関税引き下げスケジュール

	遅くとも2005年7月1日まで	遅くとも2007年1月1日まで	遅くとも2009年1月1日まで	遅くとも2010年1月1日まで
20%以上	20	12	5	0
15%以上 20%未満	15	8	5	0
10%以上 15%未満	10	8	5	0
5%超 10%未満	5	5	0	0
5%以下	現行レートのまま		0	0

(出所) Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China (ACFTA 物品貿易協定)

一方で、HS6 桁で 150 品目を超えない範囲で関税撤廃を 2012 年 1 月 1 日に延期することが可能である。中国が 150 品目、ASEAN ではインドネシアが 397 品目と 150 品目を大幅に超える品目を指定している(表3)。フィリピンとシンガポールはゼロで

ある。中国は農産品・食品と電気機械、木材・農産品が多く、ASEAN は衣類、繊維、鉄鋼が多い。衣類はインドネシアが 76 品目、マレーシアが 53 品目、タイが 144 品目を指定している(注1)。

表3 2012年関税撤廃品目の概要（品目数）

	中国	インドネシア	マレーシア	タイ	ブルネイ
農産品・食品	32	11		1	4
セメントなど		21			
鉱物性燃料	1	2			2
化学製品	5	70	1		4
プラスチック・ゴム製品	7	29	4		12
皮革・同製品		6			
木材・同製品	20				
紙・紙製品		9			
繊維		4	36		
衣類	8	76	53	144	
履物、羽毛	3	4	5		
石・陶磁器・ガラス	3	37			
貴石	10	8			
鉄鋼・鉄鋼製品	1	55	9	4	
その他金属	2				
一般機械	11	12			13
電気機械	26	8	15	2	
輸送機械	17	12	4		14
光学機器・時計など	2				45
家具・寝具		10			
玩具		15			
その他雑品	2	8			
	150	397	127	151	94

（注） フィリピンとシンガポールは指定なし。

（出所） ACFTA 協定

CLMVの関税引き下げは、11グループに分け、8段階で引き下げ、2015年1月1日までに撤廃する（表4）。ベトナムは2009年1月1日、ラオスとミャンマーは2010年1月1日、カンボジアは2012年1月までに、ノー

マル・トラックの50%以上の品目の関税を0 - 5%に引き下げねばならない。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーは2013年1月1日までにノーマル・トラックの40%の品目の関税を撤廃しなければならない。

ベトナムのノーマル・トラック対象品目は2004年12月31日までに発

表されることになっていたが、2005年7月20日時点で発表されていない。

表4 CLMVの関税引き下げスケジュール

	遅くとも2005年7月1日まで		遅くとも2006年1月1日まで		遅くとも2007年1月1日まで		遅くとも2008年1月1日まで		遅くとも2009年1月1日まで		遅くとも2010年1月1日まで		遅くとも2011年1月1日まで		遅くとも2013年1月1日まで		遅くとも2015年1月1日まで	
	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM	ベトナム	CLM
60%以上	60		50		40		30		25		15		10		0			
45%以上 60%未満	40		35		35		30		25		15		10		0			
35%以上 45%未満	35	30	35	30	30	25	30	25	30	20	15	5	0					
30%以上 35%未満	30		25		25		20		17	20	10	5	0					
25%以上 30%未満	25	20	25	20	25	15	20	15	20	10	5	0						
20%以上 25%未満	20		20		15		15		15		10	0-5	0					
15%以上 20%未満	15		15	10	15	10	15	10	15	5	0-5	0						
10%以上 15%未満	10		10		10		10		8		5	0-5	0					
7%以上 10%未満	7	7*	7	7*	7	7*	7	7*	5	7*	5	0-5	0					
5%以上 7%未満	5		5		5		5		5		5	0-5	0					
5%未満	現行レートのまま										0							

(注*) ミャンマーは2010年末まで7.5%
(出所) ACFTA 物品貿易協定

CLMVの4カ国は、250品目を上限として2018年まで関税撤廃を延期することが可能である(表5)。指定されている品目は、農産品・食品、化学製品が多く、プラスチック・ゴム製品、一般機械、電気機械もカンボジアとミャンマーで多く指定されている。

表5 2018年関税撤廃品目

	カンボジア	ラオス	ミャンマー
農産品・食品	37	79	5
セメントなど	4		4
鉱物性燃料			
化学製品	47	3	24
プラスチック・ゴム製品	20	2	14

	カンボジア	ラオス	ミャンマー
皮革・同製品	2		
木材・同製品	6		7
紙・紙製品	5		1
繊維	4		26
衣類			2
履物	5		2
石・陶磁器・ガラス	8		7
貴石			
鉄鋼・鉄鋼製品	15		1
その他金属	21		4
一般機械	28		13
電気機械	11		54
輸送機械	1	3	1
光学機器・時計など	14		
家具・寝具	2		1
玩具	11		1
その他雑品	9		1
	250	87	168

(資料) ACFTA 物品貿易協定により作成

2. 例外品目

(1) 高度センシティブ・リストを設定

センシティブ・トラックは、センシティブ・リストと高度センシティブ・リストに分けられている。センシティブ・トラック品目の中の従量税品目は、同品目の従価税の平均引き下げ率に等しい率で引き下げが行われる。関税引き下げの一方的な前倒しとノーマル・トラックへの移行は可能である。センシティブ・トラックは、次のような互恵取り扱いを行う。互恵が可能になるのは輸出国のセンシティブ・トラック品目の関税率が10%あるいは10%以下、

互恵関税率は、輸出国のセンシティブ・トラック税率（10%以下）か輸入国のノーマル・トラック関税率のいずれか高い税率、輸出国のセンシティブ・トラック品目に適用される互恵税率は、輸入国の当該品目の MFN 税率を超えてはならない。

ノーマル・トラックを含め、互恵主義の原則を整理しておく（表6）。

表6 ACFTAの互恵原則

		輸 入 国	
		ノーマル・トラック	
輸 出 国	ノーマル・トラック	ACFTA 税率	
	センシティブ・トラック	10%超	MFN 税率
		10% あるいは 10%以下	輸出国のセンシティブ・トラック税率が輸入国のノーマル・トラック税率のうち高い税率で輸入国の MFN 税率以下

(注) 輸入国の当該品目がセンシティブ品目の場合は MFN 関税率が適用。

(資料) ACFTA 物品協定により作成。

中国と ASEAN6 は、HS6 桁で 400 品目かつ 2001 年の輸入額の 10% を上限としてセンシティブ・トラック品目を指定できる。このうち、品目数の 40% 以内あるいは 100 品目以内で高度センシティブ・リストを指定できる。センシティブ・リスト品目は、2012 年 1 月 1 日までに関税率を 20% 以下、2018 年 1 月 1 日までに 0 - 5% に引き下げねばならない。高度センシティブ・リスト品目は、2015 年 1 月 1 日までに関税率を 50% 以下に引き下げねばならない。

(2) ASEAN6 の指定品目

センシティブ・リストは、中国が

161 品目、ASEAN6 が 1197 品目を指定している（表 6）。インドネシアが最も多く 349 品目を指定し、フィリピン、マレーシア、タイは 250 品目前後を指定している（表 7）。中国は、紙・紙製品が 73 品目と極めて多いのが特徴である。インドネシアはプラスチック・ゴム製品が最も多く、衣類、鉄鋼・鉄鋼製品、輸送機械が多い。マレーシアは衣類、プラスチック・ゴム製品、鉄鋼・鉄鋼製品、

一般機械が多く指定されている。フィリピンは衣類、プラスチック・ゴム製品、輸送機械が多く、タイは鉄鋼・鉄鋼製品が極めて多く、次に電気機械となっている。シンガポールはビール 1 品目である。ASEAN6 では、プラスチック・ゴム製品、衣類、鉄鋼・鉄鋼製品が 3 大指定品目であり、電気機械と輸送機械が続いている（注 2）。

表 7 中国と ASEAN6 のセンシティブ・リスト品目（HS6 桁品目数）

	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	ASEAN6
農産品・食品	16	12		20	1	8		41
セメントなど		1	5			9		15
鉱物性燃料	1	1						1
化学製品	17	40	25			11		76
プラスチック・ゴム製品	2	91	47	48		7	1	194
皮革・同製品		4					1	5
木材・同製品	8		9				1	10
紙・紙製品	73		1			5		6
繊維	19	3	49	8		4	2	66
衣類		67	28	77			4	176
履物		7	2	17		22	9	57
石・陶磁器・ガラス		16	4	1		9		30
寶石		4				1		5
鉄鋼・鉄鋼製品		41	35	31		78		185
その他金属	1					5		5
一般機械	3	9	35	11		19	7	81
電気機械	5	12	8	9		49	28	106
輸送機械	14	32	24	42				98
光学機器・時計など				2		1		3
家具・寝具	2						13	13
玩具		9				14		23
その他雑品				1				1
	161	349	272	267	1	242	66	1197

（資料）ACFTA 物品貿易協定により作成

高度センシティブ・リストは、中国が100品目、ASEAN6が合計で358品目を指定している（表8）。中国は紙・紙製品が最多で、農産品・食品も指定が多い。インドネシアは輸送機械が多く、マレーシアは鉄鋼・鉄鋼製品、農産品・食品の指定が多い。フィリピンは農産品・食品が最多であり、タイも過半が農産品・食品である。シンガポールは薬用酒1品目

である。品目別にみると、農産品・食品の指定が多いのが特徴であり、米は中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイで指定されている。中国は26品目であり、ASEAN6は128品目で全体の36%を占めている。ASEANでは輸送機械が103品目で28%を占めている。乗用車は、中国、インドネシア、マレーシア、タイで指定されている。

表8 中国、ASEAN6の高度センシティブ・リスト品目（HS6桁品目数）

	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ブルネイ	ASEAN6
農産品・食品	26	13	22	41	1	51		128
セメントなど								
鉱物性燃料		1						1
化学製品	4	1	1					2
プラスチック・ゴム製品		5		15				20
皮革・同製品	6							
木材・同製品	11							
紙・紙製品	40							
繊維	4			1		3		4
衣類				4				4
履物		1						1
石・陶磁器・ガラス		3	12	9		16		40
貴石								
鉄鋼・鉄鋼製品			43			1		44
その他金属								
一般機械						7		7
電気機械	1		1					1
輸送機械	8	23	17	7		22	34	103
光学機器・時計など		1						1
家具・寝具		2						2
玩具								
その他雑品								
	100	50	96	77	1	100	34	358

（資料）ACFTA 物品貿易協定により作成

(3) CLMV の指定品目

カンボジア、ラオス、ミャンマーのセンシティブ・トラックは HS6 桁で 500 品目であり、発表されているが、ベトナムは対象の 500 品目と輸入額に対する比率とも 2005 年 7 月時点で発表されていない。センシティブ・トラックのうち、品目数の 40% あるいは 150 品目以内で高度センシティブ・リストを指定できる。

カンボジア、ラオス、ミャンマーは、センシティブ・リスト品目の関税率を 2015 年 1 月 1 日までに 20% 以下、2020 年 1 月 1 日までに 0 - 5% に引下げねばならない。ベトナムは、

2015 年 1 月 1 日までに最初の引き下げ（目標税率未発表）を行い、2020 年 1 月 1 日までに 0 - 5% に引き下げねばならない。高度センシティブ・リストは、4 カ国とも 2018 年 1 月 1 日までに 50% 以下に引き下げねばならない。

センシティブ・リストは、カンボジアが一般機械、電気機械を中心に 350 品目で最も多い（表 9）。ラオスは 85% が農産品・食品である。ミャンマーは、農産品・食品が 127 品目で最多であり、プラスチック・ゴム

製品が続いている。

高度センシティブ・リストは、カンボジアがプラスチック・ゴム製品を中心に 150 品目と最も多く、ラオスは 30 品目、ミャンマーはゼロである（表 10）。

表 9 カンボジア、ラオス、ミャンマーのセンシティブ・リスト
（HS6 桁品目数）

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	合計
農産品・食品	8	75	127	210
セメントなど	3		2	5
鉱物性燃料				
化学製品	24	2	4	30
プラスチック・ゴム製品	13	1	61	75
皮革・同製品	4			4
木材・同製品	3		30	33
紙・紙製品	13			13
繊維	34		6	40
衣類	19			19
履物	5			5
石・陶磁器・ガラス	23		1	24
貴石				
鉄鋼・鉄鋼製品	19	1		20
その他金属	23	1	3	27
一般機械	85		2	87
電気機械	45	1	2	48
輸送機械	13	2	32	47
光学機器・時計など	2			2
家具・寝具	9			9
玩具	5	5		10
その他雑品			1	1
	350	88	271	709

（資料）ACFTA 物品貿易協定により作成

表 10 カンボジア、ラオスの高度センシティブ・リスト
(HS6 桁品目数)

	カンボジア	ラオス	合計
農産品・食品	18	16	34
セメントなど	3		3
鉱物性燃料			
化学製品	24		24
プラスチック・ゴム製品	29		29
皮革・同製品	5		5
木材・同製品	1		1
紙・紙製品	17		17
繊維	9		9
衣類	11		11
履物	4		4
石・陶磁器・ガラス	6		6
貴石			
鉄鋼・鉄鋼製品	5		5
その他金属			
一般機械	1		1
電気機械			
輸送機械	2	14	16
光学機器・時計など			
家具・寝具	12		12
玩具			
その他雑品	3		3
	150	30	180

(資料) ACFTA 物品貿易協定により作成

3. ACFTAの特徴

(1) 重要品目を除外

ACFTA は、センシティブ・トラックが輸入額(2001年)の10%以下と規定されており、「実質的にすべての貿易を自由化するという」

GATT24 条の条件に整合的である。

しかし、実態的には、例外が多い FTA である。まず、互惠主義により ACFTA の特惠関税対象品目が減少してしまう。ACFTA の対象品目は、本国および相手国がノーマル・トラックとしている品目に限定されており、本国がノーマル・トラックに指定している品目でも相手国がセンシティブ・品目に入れていれば本国は関税引き下げの対象とする必要がないためである。

次に、ノーマル・トラックの一部品目の関税撤廃を 2012 年に遅らせていることがあげられる。続いて、センシティブ・トラックに化学、鉄鋼、繊維、衣類、一般機械、電気機械、輸送機械などの重要な製造業品が含まれていることが指摘できる。機械関係品目はシェアを増加させている品目、今後増加が予想される品目を多く含んでおり、2001 年時点のシェアより拡大する可能性もある。たとえば、タイのセンシティブ・トラック品目の 2004 年の対中輸入額は 9 億 3400 万ドルで総輸入額 81 億 7200 万ドルの 11.4%と 10%を超えている。

WTO の調査によると、EU、EFTA、米国、カナダが締結した FTA の多くは、製造業品の自由化率は 100% あるいは 100% に近い (注 3)。ACFTA は、「枠組み協定」で GATT24 条に整合的な実質的にすべての貿易を自由化した FTA であることを謳っている。それだけに、ACFTA の 13 年後 (2018 年) に 0 - 5% に引き下げ (センシティブ・リスト) 10 年後に関税率 50% (高度センシティブ・リスト) という規定は自由化度が低いといえよう。

(2) 競争力の強い品目を保護

FTA では、通常は自国の競争力の強い品目は、センシティブ品目とすることはない。しかし、ACFTA では、センシティブ・トラックに競争力の強い品目を指定している例がみられる。たとえば、米は世界最大の輸出国であるタイが高度センシティブ品目に指定しており、ミャンマーも高度センシティブ品目に指定している。中国は、カラーテレビの世界最大の生産国であり、主要輸出国であるが、高度センシティブ品目に指定している。

(3) AFTA との類似

ACFTA の特徴は、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) とスキームが似ていることである。ASEAN 新規加盟国を別扱いしていること、品目を関税率により分類する段階的な関税引き下げ方式、0 - 5% への引き下げの多用、互惠主義、40% 以上の累積原産地規則は、AFTA と同じである。関税が撤廃され、自由貿易地域が実現する時期は 2010 年で AFTA と同じである。交渉の内容はわからないが、先行する FTA である AFTA のスキームを活用するという効率的であるとともに ASEAN を立てる交渉姿勢を中国がとったことが推測できる。また、ベトナムが参加しないままに 7 月 20 日に関税引下げが開始されたが、これは ASEAN の、加盟 10 カ国の中で実施可能な国から実施していく「10 - X 方式」と類似している。ルーズな法意識の表れとみることとも出来るが、多様性の中の統一を 30 年にわたり追及してきた ASEAN が生み出した意思決定方式であり、大枠を維持しながら現実的対応する柔軟な措置とみるべきであろう。

注

1. 本稿では品目分類を次のように行っている。

品目分類

品目分類	HS 分類	品目分類	HS 分類
農産品・食品	1～24	貴石など	71
セメントなど	25～26	鉄鋼・鉄鋼製品	72～73
鉱物性燃料	27	その他金属製品	74～83
化学製品	28～37	一般機械	84
プラスチック・ゴム	39～40	電気機器	85
皮革・同製品	41～43	輸送機器	87
木材・同製品	44～46	光学機器・時計など	90～93
紙・紙製品	47～49	家具・寝具	94
衣類	61～63	玩具	95
履物など	64～67	その他雑製品	97
石・陶磁器・ガラス	68～70		

注 HS 分類は、HS2 桁 (類) を示す。 96 類 (武器) は除外品目

2. HS6 桁で指定されているが、国、品目により指定の方法が異なっている。

たとえば、インドネシアは多くの品目を HS6 桁のみでセンシティブ・リストを指定しているが、中国やマレーシアは多くの品目を HS8 桁までおいて指定している。HS8 桁 (9 桁) ではさらに HS6 桁から細分類される品目があるた

め、HS8 桁 (9 桁) で比較するとインドネシアの品目数はより多くなっている。

3. WTO (2001) Coverage, Liberalization, Progress and Transitional Provisions in the regional Trade Agreement

【参考】 東アジア F T A の関連レポート・論文

(報告書) 「EAFTA ロードマップ案作成に向けての調査研究」(2005 年 1 月)

(論文) 「AFTA は東アジア F T A の中核になりうるか」(51 号:2003 年 2 月)

「東アジアにおける F T A の可能性」(53 号:2003 年 6 月)

「地域統合の波 東アジアの地域統合」(60 号:2005 年 5 月)